

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年(2021年)3月25日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 和田 一繁

## 随時監査（工事監査）結果

### 1 監査の対象工事

市庁舎耐震補強・増築・改修工事  
(第2期分 3,613,500,000円)

### 2 監査の期日

令和3年2月3日

### 3 監査の方法

令和2年度において施工中の建築・土木工事の中から抽出した上記の工事について、その設計、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、リモート・オンライン会議により各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑応答を行った。

なお、実施に当たっては、協同組合 総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の協力を求め監査した。

### 4 監査の結果

本工事技術調査の結果、計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階において、関係図書の整備状況を含め、適正に執行されていることを確認した。

工事進捗状況について、令和3年1月31日現在の実施出来高は、70.5%であり、計画出来高69.2%に対し計画どおりの施工が図られていると言える。

また、大規模な事業であるため、財源として充当率および交付税算入率が非常に有利な「緊急防災・減債事業債」を確保していることは財政面からも評価できる。

既設庁舎や増築部の耐震設計においても特段の問題となる所見はなく、コスト縮減や効率化対策においてもガス空調や増幅機構付制震ブレース工法等の選定について十分な

検討がなされており、工事施工の各段階においても適切な管理が行われていることから、工事全体としておおむね良好に執行されているものと認められた。

令和3年(2021年)は、未曾有の大被害となった東日本大震災から10年目を迎えた節目の年である。この震災以降も平成28年(2016年)の熊本地震をはじめ、日本各地で地震被害が発生しているほか、近年では記録的な大雨による被害等も頻発している。今後、南海トラフ地震や鈴鹿西縁断層帯地震等が想定される状況下において、市役所本庁舎には市民への行政サービス提供機能はもちろん、地震等の大規模災害発生時における災害応急対策や災害からの復旧・復興業務の拠点機能が求められている。

本工事については、平成29年(2017年)6月以降、紆余曲折を経たものの竣工を目前に控えており、上述した機能のほか、現在市民会館・中央町仮庁舎に分散している機能の集約化によりさらなる利便性等の向上が見込まれ、大いに期待するところである。

引き続き安全管理等に配慮しつつ無事故・無災害で竣工し、市民の安全・安心を守る拠点として、より利用しやすく親しまれ、誇りを持ってもらえる庁舎となるよう望むものである。

#### 【監査後本庁舎外観】

